



特定空家等に対する緊急代執行の実施について

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第2条第2項に規定する「特定空家等」とであると認められる次の建築物について、空家等の一部倒壊により緊急に除却等を行う必要が生じたため、法第22条第11項の規定に基づき、所有者等の負担において、呉市がその措置を緊急代執行により実施します。

1 特定空家等の概要

- (1) 所在地 呉市倉橋町鹿老渡16525-1
- (2) 用途 一戸建て住宅
- (3) 構造 木造瓦葺平屋建

2 所有者が行うべき措置の内容

建築物等の全部を除却すること。

3 位置図及び状況写真

